

委 託 契 約 書

収入
印紙

- 1 委託業務番号 令和8年度長税務第564号
- 2 委託業務名称 長浜市申告事前予約コールセンター業務
- 3 委託業務場所 日本国内において受注者が用意する事務所内
- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- 5 委託金額 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

上記の委託業務について、発注者と受注者は、別添の約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者	所在地	長浜市八幡東町632番地
	名 称	長浜市
	(代表者)	長浜市長 浅見 宣義

受注者	所在地	
	商号又は名称	
	(代表者)	

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(別冊の仕様書、図面、説明書及び説明に対する質問回答書等をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、契約書記載の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了し、発注者は、契約書記載の委託金額(以下「委託金額」という。)を支払うものとする。

3 第1項の仕様書に明記されていない仕様が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(委託業務完成保証人)

第2条 この契約による委託業務完成保証人については、第2号に定めるところによるものとし、第1号の規定は適用しない。

(1) 委託業務完成保証人については、次に掲げるところによる。

ア 受注者は、委託業務を完成することができない場合に、自己に代わって自ら委託業務を完成することを保証する他の業者を委託業務完成保証人として立てなければならない。

イ アに規定する保証人は、発注者の定める基準の範囲内において選定しなければならない。

(2) 委託業務完成保証人は、必要としない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、委託業務の一部又は全部を、第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

第7条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由に

よる場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとする。

(履行遅延の場合における損害金等)

第9条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、遅延損害金を付して履行期間を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の遅延損害金は、延長日数に応じ、委託金額につき契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第11条の規定による委託金額の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書とともに成果品を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項を準用する。

4 受注者は検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。

(委託金額の支払)

第11条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して委託金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(委託業務完成保証人)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託業務完成保証人に対して委託業務を完成すべきことを請求することができる。

(1) 履行期間内に委託業務を完成する見込みが明らかでないとき。

(2) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 正当な理由なく、監督又は検査の執行を妨げたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 委託業務完成保証人は、前項の請求があったときは、第3条第1項の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を継承する。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、次条、第15条又は第15条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に成果品が提出されないとき又は履行期間経過後相当の期間内に成果品が提出される見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、監督又は検査の執行を妨げたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 履行期間内に委託業務を完了できないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

（3）受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条各号、第15条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）第6条の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき又は委託業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6か月を超えるときは、6か月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（2）発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1）履行期間内に委託業務を完了することができないとき。

（2）この契約の成果品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるとき。

（3）第14条又は第15条の規定により、委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第14条又は第15条の規定により、委託業務の完了前にこの契約が解除された場合
 - (2) 委託業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託金額から既履行部分に相応する委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。
- （賠償の予約等）
- 第20条 受注者は、この契約に関し、第15条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- （解除に伴う措置）
- 第21条 第13条から第15条の2まで又は第17条の規定により契約が解除された場合において、発注者は、必要があるときは既済部分の引渡しを受注者に請求することができるものとする。この場合において、発注者は、その既済部分に対する委託金額に相当する額を支払うものとする。
- 2 前項の規定による既済部分に対する委託金額に相当する額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- （契約不適合）
- 第22条 納入された成果品が契約不適合である場合は、発注者は、受注者に対して当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 契約不適合のある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対し履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、受注者が履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。
- 3 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2項に規定する請求をすることができない。
- 4 第1項又は第2項の請求は、債務不履行による損害賠償の請求又は契約解除権の行使を妨げる

ものではない。

（契約不適合責任期間等）

第23条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第10条第4項の規定による引渡しを受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

（秘密の保持等）

第24条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第25条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報（個人番号、特定個人情報、長浜市死者の情報の取扱いに関する条例（令和5年長浜市条例第25号）第2条第2号に規定する死者情報及び同条第5号に規定する特定死者情報を含む。別記「個人情報取扱特記事項」第20条を除き、以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、長浜市死者の情報の取扱いに関する条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第26条 受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかに発注者に事故の詳細、原因を報告しなければならない。

（契約外の事項）

第27条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）及び長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）その他関係諸法令に定めるところによるほか、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

個人情報取扱特記事項

（法令等の遵守）

第1条 受注者は、個人情報保護法、番号法、個人情報保護委員会が定める、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」という。）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、発注者が定める長浜市の保有する個人情報等管理規程（令和6年長浜市訓令第46号）、長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成28年長浜市訓令第36号）及び長浜市情報セキュリティ対策基準に関する規程（平成28年長浜市訓令第37号）に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（取扱責任者等の報告）

第3条 受注者は、個人情報の取扱責任者及び取扱者を定め、あらかじめ、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱責任者及び取扱者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

3 取扱責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう取扱者を監督しなければならない。

4 取扱者は、取扱責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、あらかじめ、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（教育の実施）

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における取扱者が遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、取扱責任者及び取扱者全員に対して実施しなければならない。

（取得の制限）

第6条 受注者は、委託業務において利用する個人情報を取得するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（守秘義務）

第7条 受注者は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

（再委託）

第8条 受注者は、委託業務の一部又は全部を再委託してはならない。

（個人情報の管理）

第9条 受注者は、事務対応ガイド及びガイドラインに基づき、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項により講じる安全管理措置について、あらかじめ、書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、委託業務において利用する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を保持している間は、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

（1）個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する取扱者を明確

化し、取扱規程等を策定すること。

(2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 取扱責任者及び取扱者の監督を行うこと。

(4) 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、特定個人情報の返却又は廃棄を行うこと。

(委託業務において利用する個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、委託業務において利用する個人情報について、委託業務の目的以外の目的で利用してはならない。また、受注者は、発注者が指示した場合を除き委託業務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11条 受注者は、委託業務において利用する個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製する場合は、必要最小限に限定することとし、あらかじめ、書面により発注者に報告しなければならない。

(受渡し)

第12条 受注者は、発注者と受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返却、消去又は廃棄)

第13条 受注者は、委託業務の終了(第18条に基づく契約解除を含む)後、速やかに、委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返却、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄する個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、委託業務において利用する個人情報の消去又は廃棄に際し発注者が立会いを申し出た場合は、これに応じなければならない。

5 受注者は、委託業務において利用する個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、写真等を付した書面により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受注者は、発注者に対して、個人情報の取扱いの状況について定期的に報告しなければならない。

2 前項のほか受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び調査)

第15条 発注者は、個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は委託業務の処理に関して必要な指示を行うことができる。

(指示)

第16条 発注者は、委託業務において利用する個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(事故時の対応)

第17条 受注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反、番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。以下同じ。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の

内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施する体制を整備しなければならない。

3 発注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第18条 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、委託業務の全部又は一部の契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 受注者の故意又は過失により、受注者が、特記事項若しくは法令に違反し、又は特記事項若しくは法令に定める義務を怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。

(罰則の適用)

第20条 個人情報保護法及び番号法に規定する罰則は、この契約に係る個人情報の取扱いにおいて適用する。